2-❷ 土木学会認定技術者資格を取る

片山 功三　正会員　土木学会　技術推進機構長

制度創設にかかわるエピソード

「阪神淡路の大震災鉄道復旧工事の際に、マスコミから『あのような修復方法で大丈夫でしょうか』と聞かれたときに、私は『この分野での日本最高の技術者が指揮しているのだから、私は心配していません』と答え、記者も納得してくれました。その分野における日本最高の技術者であることを土木学会という組織が認定することの重要性を示す例です。学会が認定した資格によって、工事の重要性に応じて責任ある技術者が従事していることを、一般社会に明示することが重要です」。

――最初に土木学会の技術者資格制度の創設に注力された岡村甫元会長（高知工科大学・理事長）の言葉[1]を紹介したい。

土木学会認定技術者資格制度は、2001年度に創設された。組織よりも個人の力量が重視される時代、言い換えれば、組織人としての技術者というよりは職業人としての技術者が重視される時代へと向かうなか、資格制度創設の理由として次の3点が挙げられている。

①土木技術者を評価し、活用する仕組みづくり

②土木技術者としてのキャリアパスの提案

③土木技術者の継続的な技術レベルの向上

本会の技術者資格制度は、これらに主体的に取り組むことこそが研究者・技術者集団としての学会の社会的責任であるとの自覚に根ざしているものである。

制度の三大特徴

土木分野にはすでに多くの資格制度があるが、資格を分類すると、ライセンス（免許）とクオリフィケーション（適格性の評価）に大別される。土木学会認定技術者資格は、倫理観と専門的能力を有する土木技術者を土木学会が責任をもって評価し、これを社会に明示することを目的とするクオリフィケーションであるといえる。すなわち、土木技術者としての能力を認定し、技術力を保証するものである。

本会の技術者資格制度には次の三つの大きな特徴がある。

(1)資格の階層性：四つの資格ランク（特別上級、上級、1級、2級技術者）を有し、土木技術者としてのキャリアパスを示しており、2級技術者からの資格の連なりは、学生から熟達した技術者になるまでの土木技術者としてのキャリアアップの道筋を提示している。

(2)資格分野：現在の土木技術者の業務範囲や将来の技術者像を考慮し、土木の主要な分野を構成したうえで、将来的にも発展していける分野としている。その結果、社会の各分野で必要とされる主要な分野を適切に設定している。

(3)資格の更新性：資格の有効期限を5年とし、資格の更新には所定の継続教育（CPD）の実績が不可欠であるとしている。したがって、認定技術者は技術力の維持・向上に取り組み、「自ら学び、自らを高める」ことを実践している技術者といえる。国際的に通用する資格、つまり世界と共有できる資格では、CPDに取り組んでいることが必須となっているので、本会の資格はその要件も満たしている。

より活用できる資格への改革

土木学会では、本会の技術者資格制度がより活用されるよう制度改革を進めている。

主な改革を列挙する。

①会員以外にも開かれた資格とするため、最上位の特別上級技術者を除き、会員限定条件を外した。これにより、公的機関でも資格の利用が可能となり、受験者の間口を大きく広げた。

②学生諸氏が自身の学力を自己点検でき、教育機関や官公庁、企業などでは、試験結果を教育成果の確認、入社を希望する学生の学力評価、新入社員の基礎的な技術力の評価などに利用できるよう、2級技術者の受験資格を拡大し、大学、高専専攻科などの在学生も受験できるようにした。

③現場で活躍されている技術者の方々にも受験していただけるよう、上級と1級技術者資格について、従来の筆記試験主体の審査コースに加えて、実務経験能

力を評価する口頭試問による審査コースを設けた。

認定技術者が実務で活躍できる場も広がっている。上級技術者、1級技術者資格が公共工事の発注者支援業務（行政補助業務）の管理技術者の要件（注1）に追加され、各地方整備局や地方自治体、独立行政法人（水資源機構、都市再生機構）において活用が図られている。また、土木学会『コンクリート標準示方書』、『鋼・合成構造標準示方書』では、技術者に必要な資格として、認定技術者資格を挙げている。

（注1）記者発表「発注者支援業務等の契約方式の見直しについて」（例：国交省関東地方整備局、2007年12月27日ほか）。なお、発注者支援業務とは、発注にかかる積算技術業務、品質検査業務、工事管理業務、技術審査業務について発注者と契約し発注者を支援して行う業務をいう。

学会資格を国際化時代のスタンダードへ

土木技術者は、職業や業務を通じて、社会資本整備、安全・安心のための減災や防災、災害からの復旧、またこれらにかかわる教育などにも携わっている。このため、基礎的教養のみならず専門知識の修得、資格の取得、実務経験の蓄積、自己研鑽などにより、自らの資質や技術力の向上に努めている。しかし、依然として社会からは土木技術者の世界が見えにくい状況が続いていると思われる。それは、どのような専門性をもち、どの程度の力量をもった土木技術者が社会資本整備などに携わっているかがわからないからである。

土木分野には多くの資格があるが、技術者の力量を把握できる共通の座標軸がないために、その有用性が社会に認知されるに至っていない。土木学会の技術者資格制度は、こうした状況に一つの解を提供している。

図6は、土木学会認定技術者数の将来像（試案）を示したものである。現在約20万人といわれる全土木技術者の8割がいずれかの学会資格をもつという概念的なイメージである。若い方には、2級から1級へと次々に挑戦していただきたいが、ある方は2級で止まり、あるいは1級、上級で止まることも想定される。各階層に応じたそれぞれの立場で、社会から見える技術者として活躍していただくことが期待される。

国内建設市場は縮小しつつあり、建設産業の国際化は急務で、技術者資格も国内外同一基準化が必要とされる。学会の技術者資格は、制度の特徴からまさに国際化に向けたスタンダードになりうると考える。若手の技術者の皆さんのみならず、中堅、熟達した技術者の方々のご理解とご支援を得て、名実ともに社会から求められる資格に育てていきたい。そのために、若いうちから土木学会認定資格を取得していただき、活用していただきたい。

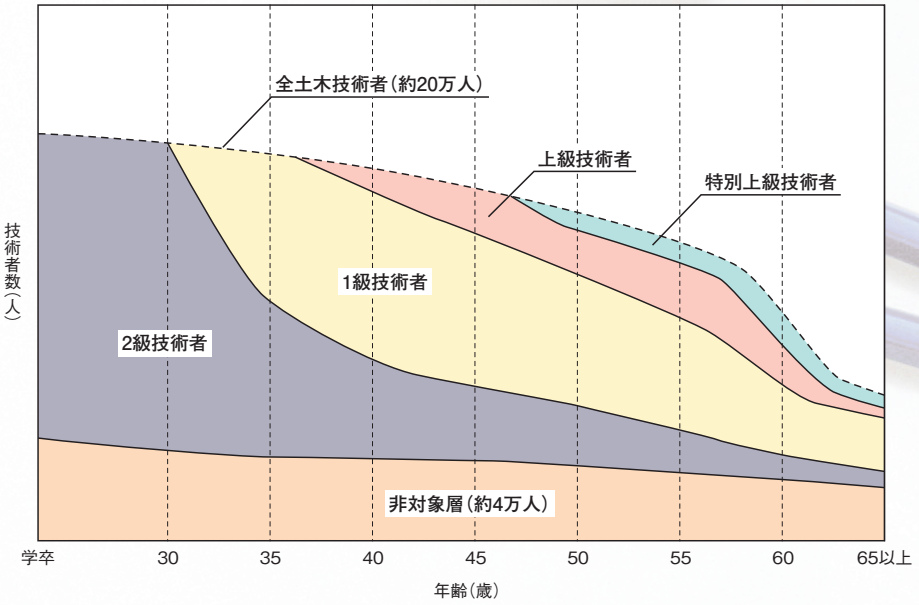

（注）全土木技術者20万人のうち2割は土木学会の認定技術者の対象とならない者とする。

図6　土木学会認定技術者資格数の将来像（試案、概念的なイメージ）

参考文献

（1）「土木技術者の技術レベルを高め、評価し、活用する仕組みとしての技術者認定制度の創設に取り組む」《土木学会創立90周年記念事業》土木学会略史1994～2004年、15～17頁、2005年8月